

ねずみ等調査及び防除業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎敷地内におけるねずみ・昆虫等の調査及び防除を行う。

第2 業務仕様

1 調査・防除

- (1) ねずみ等調査 : 月1回
- (2) ヤスデ調査 : 年8回(4月～11月)
- (3) 防除 : 年8回

※ねずみ等とは、「建築物衛生法」に表記されている、ネズミ、ゴキブリ、蚊、ハエ、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病源微生物を媒介する動物をいう。

2 業務実施者

本業務を適切に履行するため、別紙1別添1の資格等を有する実施責任者を置くこと。

3 業務の範囲

共通仕様書によるほか、以下の範囲とする。

(1) ヤスデ

別館東側植栽帯・別館屋上

4 調査の内容

(1) ねずみ等の調査

ねずみ等の聞き取り調査、目視による調査、トラップ等による調査を行う。

(2) ヤスデ

ヤスデの種類、生息範囲等を把握するために、目視調査を行う。

5 防除作業内容

(1) ねずみ等

1) 執務室等

ア 適切な箇所に粘着式トラップ等を設置する。(172箇所)

(トラップ等の設置場所は、施設管理者と協議する)

イ 生息が確認できた場合は、ねずみ等に適した薬剤を散布する。

2) 汚水槽、雑排水槽、中水槽等(機器表<38>水槽による。)

ア 毎年偶数月に水槽内の蒸散プレートを設置する。(32箇所)

イ 生息が確認できた水槽は、昆虫等に適した薬剤を散布する。

3) 厨房(食堂A～C、喫茶、保育所)及び厨房事務室等におけるねずみ等の防除

ア 適切な箇所に粘着式シート等のトラップを設置する。(31箇所)

イ 生息が確認できた場合は、ねずみ等に適した薬剤を散布する。

(2) ヤスデ

ア 必要箇所に薬剤散布する。(別館東側植栽帯・別館屋上)

散布日程は、施設管理者と協議する。

40	第3 対象面積等		
41	1 本館（厚生棟含む）		
42	事務室及び廊下等	33,692	m ²
43	厨房、食堂ホール	1,449	m ²
44	給湯室及び便所	1,132	m ²
45	車庫等	4,552	m ²
46	ごみ処理スペース等	410	m ²
47	汚水槽・雑排水槽・中水槽	18	箇所
48	2 別館		
49	事務室及び廊下等	42,503	m ²
50	厨房、食堂ホール	174	m ²
51	保育所	233	m ²
52	給湯室及び便所	1,403	m ²
53	汚水槽、雑排水槽、中水槽	11	箇所
54	3 別館東側植栽帯		
55	別館東側植栽帯	737	m ²
56	4 別館屋上		
57	別館屋上	1,272	m ²